

令和3年12月28日

記者発表

「県民の皆様へのお願い」の変更について

県では、この度、隣接する大阪府等での「オミクロン株」の市中感染を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づき、県内在住の無症状の方に対して、令和3年12月28日から令和4年1月31日までの間、「感染に不安を感じる場合はPCR検査等を受ける」よう要請します。

今後、県内でオミクロン株による感染者が発生した場合であっても、引き続き「県民の皆様へのお願い」を遵守していただくようお願いすることとしています。

については、県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願いいたします。

無症状で、感染に不安を感じる方は、PCR検査等を受検（無料）

※令和3年12月28日から令和4年1月31日まで

今後、県内でオミクロン株の感染者が発生した場合も、これまでの「県民の皆様へのお願い」（基本的感染予防対策の徹底）を引き続き遵守を

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部
岡本雅・道・藤戸・平田

電話 073-441-2275